

2年生 特別進学コース(文系理系)・総合進学(私立文系・理系)コース
令和5年度 授業料等生徒納付金明細表

(単位:円)

納入月	振替日		授業料(※)		諸 費			合計(※)
	1回目	2回目	授業料	施設整備費	生徒会費	PTA会費	校外教育費	
4月分	4月20日(木)		39,000	600	700	600	3,890	44,790
5月分	5月10日(水)	5月22日(月)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
6月分	6月12日(月)	6月20日(火)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
7月分	7月10日(月)	7月20日(木)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
8月分	8月10日(木)	8月21日(月)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
9月分	9月11日(月)	9月20日(水)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
10月分	10月10日(火)	10月20日(金)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
11月分	11月10日(金)	11月20日(月)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
12月分	12月11日(月)	12月20日(水)	39,000	600	700	600	3,890	44,790
1月分	1月10日(水)	1月22日(月)	39,000	600	700	600	—	40,900
2・3月分	2月13日(火)		78,000	1,200	1,400	1,200	—	81,800
合計			468,000	7,200	8,400	7,200	35,010	525,810

※授業料の保護者負担額は高等学校就学支援金・授業料軽減補助金・広陵高等学校育英資金支給制度により異なります。

- 振替日に指定の銀行口座から、**授業料に諸費を加えた金額で引落とし**をさせていただきます。
※上記の表は、就学支援金の軽減がない額です。
- 2・3月分は合算して2月13日(火)**に引落します。
- 4月、2月を除き、月に2回の引落日を設けています。
1回目に引落としできなかった場合、2回目での引落としとなります。2回目も引落としできなかった場合には、月末までに振込(ゆうちょ銀行)または現金持参で納入していただくこととなります。
- 4月～6月の授業料(保護者負担額)については、令和4年11月に送付した令和4年度就学支援金決定通知書の額が適用されます(年度途中で家計急変があった場合を除く)。**
11月に送付済の決定通知書と以下の表を照らし合わせ、各自で確認をお願いします。
※お電話でのお問い合わせはなるべく控えてください。
※引落とし額は下の表の授業料保護者負担額に諸費を加えます。

2年生 授業料(施設整備費も含む) 39,600/月 (単位:円)

【判定の基準】保護者全員の額を合算 市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額※		授業料から 軽減される額	就学支援金 (国の制度)	授業料等軽減 (県の制度)	授業料 保護者負担額(注)
① A区分	0円(非課税)	全額	33,000	6,600	0
② B区分	51,300円未満	全額	33,000	6,600	0
③ C区分	154,500円未満	33,000円	33,000	—	6,600
④ D区分	304,200円未満	9,900円	9,900	—	29,700
⑤ 対象外	304,200円以上	対象外	—	—	39,600

※政令指定都市の場合、調整控除の額に3/4を乗じ

5. 令和5年7月以降の授業料保護者負担額は、令和5年度の課税額により決定されます。

令和5年度から就学支援金の申請は、文部科学省のオンライン申請システム「e-Shien」で保護者が申請し、広島県が個人番号（マイナンバー）により、所得額を把握し決定しますが、「6月に改めて案内をするため、お電話でのお問い合わせは控えてください。」

6. 校外教育費内訳

項 目		金 額	項 目		金 額
日本スポーツ振興センター		1,620	進路関係	実力テスト	<u>17,450</u>
遠足		—		進路ノート	1,900
歯鏡		80	学習記録手帳		860
応援費甲子園等	県大会応援費	2,000	家庭科実習費		1,000
	甲子園応援費	10,000	予備費		100
			合 計		35,010

※1 予備費については、各項目で不足が生じた場合に充当させていただきます。

※2 下線部の額は昨年度の所要額を参考とした概算額です。

※3 遠足の費用は令和4年度に納入分を繰り越しているため徴収しません。

※4 県大会応援費及び甲子園応援費は、令和5年3月の選抜大会の応援に利用したため、参加した生徒は残金がありません。応援に参加していない生徒は、大会終了後に精算し、一旦返金いたします。（令和5年5月の予定）
そのため、生徒ごとに引落額を変更することが困難なため、今回、全員新たに納入していただくこととなりますので、ご了承ください。

※5 年度末に残金が生じた場合は預り金とし、卒業時に授業料等振替口座へ一括して返金いたします。

7. その他

年度の途中で家計急変（離婚・再婚・倒産・税の更正等）があった場合には、事務室までご連絡ください。

親権者（保護者）の異動や税額の変更は、広島県に報告が必要です。

＜ 参考 授業料等生徒納付金の未納者に対する学則上の規定 ＞

第31条 校長は、正当な事由なくして授業料等生徒納付金を納入しない生徒に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。